

経営比較分析表（令和4年度決算）

長崎県長崎県病院企業団 精神医療センター

法適用区分	業種名・事業名	病院区分	類似区分	管理者の情報
条例全部	病院事業	精神科病院	精神病院	学術・研究機関出身
経営形態	診療科数	DPC対象病院	特殊診療機能 ※1	指定病院の状況 ※2
直営	3	-	-	随感
人口（人）	建物面積（㎡）	不採算地区病院	不採算地区中核病院	看護配置
-	13,161	非該当	非該当	15：1

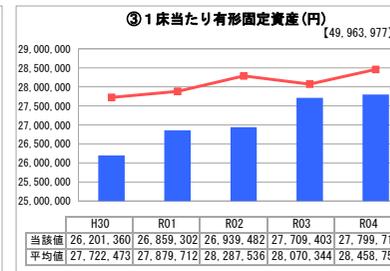
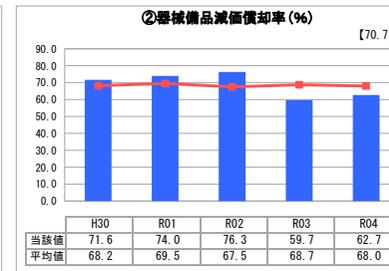
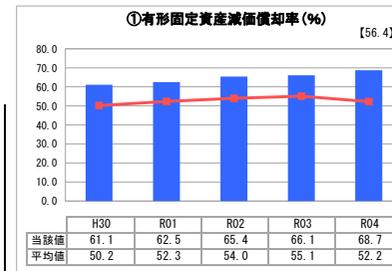
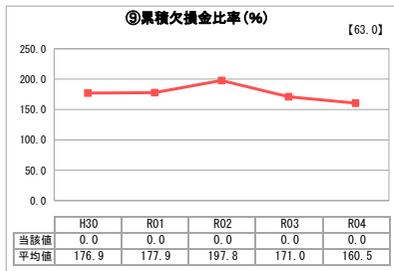
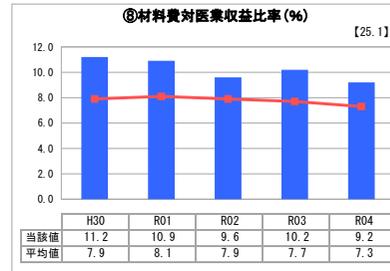
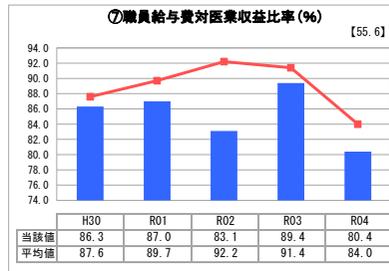
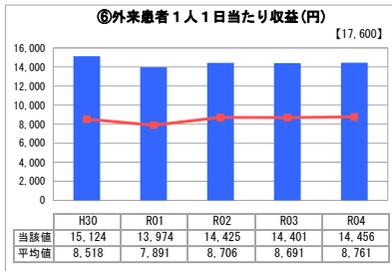
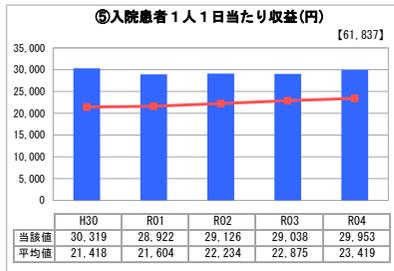
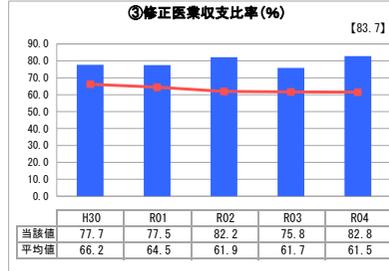
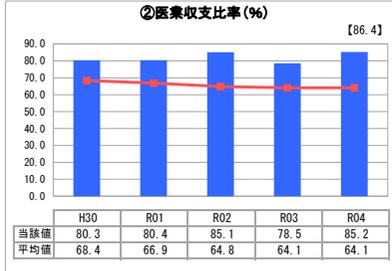
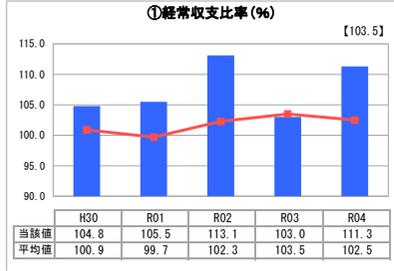
※1 ド…人間ドック 透…人工透析 I…ICU・CCU 未…NICU・未熟児室 訓…運動機能訓練室 ガ…ガン（放射線）診療

※2 救…救急告示病院 臨…臨床研修病院 が…がん診療連携拠点病院 感…感染症指定医療機関 へ…へき地医療拠点病院 災…災害拠点病院 地…地域医療支援病院 特…特定機能病院 輪…病院群輪番制病院

許可病床（一般）	許可病床（療養）	許可病床（総核）
-	-	-
許可病床（精神）	許可病床（感染症）	許可病床（合計）
139	-	139
最大使用病床（一般）	最大使用病床（療養）	最大使用病床（一般+療養）
-	-	-

グラフ凡例	
■	当該病院値（当該値）
-	類似病院平均値（平均値）
[]	令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況

公立病院改革に係る主な取組（直近の実施時期）		
継続分化・連携強化 (従来の可搬・ネットワーク化を含む)	地方独立行政法人化	指定管理者制度導入
平成21年度	年度	年度

I 地域において担っている役割

長崎県精神科医療の拠点病院として、精神科救急患者に24時間・365日対応する精神科救急医療センターの運営の受託、児童・思春期専門の病棟の開設、高度専門医療としての司法精神医療を行う医療観察法病棟の設置及び難病疾患のための電気けいれん療法（ECT）センターの設置など、民間医療機関では対応困難な医療を提供している。
また、精神科医師の他病院への派遣、精神科医師確保などの取組に努め、地域の精神科医療の維持・発展に貢献している。

II 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」、「②医業収支比率」及び「③修正医業収支比率」は、類似病院平均値を上回っており、要因としては、精神科救急医療及び司法精神医療などの実施により、「⑤入院患者1人1日当たり収益」、「⑥外来患者1人1日当たり収益」を高水準で計上していることが挙げられる。
「④病床利用率」及び「⑦職員給与費対医業収益比率」は、類似病院平均値より数値は良いものの、特に給与費に関しては今後大幅な増加が予想されるため医業収益の増加に努める必要がある。
「⑧材料費対医業収益比率」に関しては、類似病院平均値を上回っているため、適正在庫管理を行う等、改善のための取組が必要である。

2. 老朽化の状況について

建物は昭和60年5月に建設されてから、令和4年度末で37年を経過している。（医療観察法病棟は平成20年度に建設。）主に建物の減価償却に伴い、「①有形固定資産減価償却率」は、増加傾向にある。なお、建設工事に伴い整備した構築物、建物附属設備及び器械備品などは、大部分が耐用年数を過ぎ、残存価額のみとなっている。
「②器械備品減価償却率」は、類似病院平均値を下回っているがこれは令和3年度の電子カルテの導入によるものであり、他の備品等は老朽化が進行している状況である。
今後、老朽化した資産の更新は計画的に行っていく必要がある。

全体総括

長崎県の精神科第3次救急医療を中心に、精神科専門機能に特化し、地域の医療機関等との連携強化及び離島地域の精神科医療維持のための支援強化など、長崎県精神科医療の中核を担う拠点病院としての機能を備えてきた。
経常収支比率及び医業収支比率については一定の健全性・効率性が認められており、平成28年度には自治体立優良病院の総務大臣表彰を受けることができた。しかし、今後は施設の老朽化に伴う設備の更新・修繕など、病院運営に要する費用の増加や人材確保の厳しさが見込まれるため、これまで以上に効率的な病院運営体制づくりに努め、収入増加・人材確保対策と経費の削減・抑制対策を進めることにより経営基盤を強化し、さらなる収支の改善を目指してまいります。

※「類似病院平均値（平均値）」については、病院区分及び類似区分に基づき算出している。